一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和８年（2026 年）４月１日 ～ 令和１０年（2028 年）３月 31 日までの２年間

2. 当院の課題

- 育児休業をはじめとする両立支援制度について、男性職員への周知や理解がまだ十分ではない。
- 突発的な欠員が生じた際、特定の職員に業務負担が偏りやすい。

2. 目標と対策

目標：計画期間内に、男性職員の育児休業（産後パパ育休含む）または子育て目的の休暇取得を１人以上とする。

対策（令和８年４月～）：

- 制度の内容や育児休業給付金の手続き等について、対象となる職員や管理職への個別案内、相談、院内掲示による周知を徹底する。

令和８年４月１日

名称： 日野まつ整形外科
代表者： 院長　松林　紘平